

# 岐阜県公報

## 目次

告示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ

号外(二) 平成三十年十二月五日

## 告示

岐阜県告示第六百一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月五日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 指定猟法の種類

銃及びびわなを使用する方法

### 二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

名称	区域
県中央東部指定 猟法禁止区域	水島山(五四六メートル)の稜線と関市と美濃市との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南進し関市下之保と同市富之保との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市中之保との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道美濃加茂和良線との交点に至り、同所から同境界を南進し県道関金山線との交点に至り、同所から同境界を東進し関市と加茂郡七宗町との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町と美濃加茂市との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し加茂郡川辺町と同郡七宗町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し国道四十一号との交点を経て同町と同郡八百津町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道中野方七宗線との交点に至り、同所から同境界を東進し県道多治見白川線との交点に至り、同所から同境界を南進し

国道四百十八号との交点に至り、同所から同国道を東進し丸山ダム管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進し丸山ダム堤体との交点に至り、同所から同堤体を南進し同町と可児郡御嵩町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町と瑞浪市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し可児郡御嵩町と土岐市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同市と可児市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し国道十九号との交点に至り、同所から同国道を西進し国道二百四十八号との交点に至り、同所から同国道を南進し土岐川との交点に至り、同所から同河川を西進し土岐川と市之倉川との合流点に至り、同所から同国道下石笠原市之倉線を東進し国道二百四十八号との交点に至り、同所から同国道を南進し県道下石笠原市之倉線との交点に至り、同所から同国道を東進し県道多治見恵那線との交点に至り、同所から同国道を南東進し県道土岐市停車場細野線との交点に至り、同県道を北進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を東進し和合橋を経て国道十九号との交点に至り、同所から県道大西瑞浪線を北進し県道恵那御嵩線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道大西瑞浪線との交点に至り、同所から同県道を北進し瑞浪市衛生センターを経て同県道終点に至り、同所から谷部を北進し木曾川との合流点を経て瑞浪市と加茂郡八百津町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町と恵那市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町と加茂郡白川町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町と加茂郡七宗町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町と下呂市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同市と関市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道上之保下袋坂線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道金山上之保線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道美濃加茂和良線との交点に至り、同所から同県道を西進し同市と郡上市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し起点に至る線により囲まれた区域

三 指定猟法禁止区域の存続期間

平成三十年十二月七日から平成三十一年三月十五日まで

平成三十年十二月五日発行

発行者 岐 阜 県

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一 号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社